東ティモール国際平和協力業務の実施の結果

1 経緯

東ティモールに関しては、1970年代半ば以降、インドネシア共和 国及び旧宗主国であるポルトガル共和国を含む国際社会において、その 国際的な地位をめぐって問題が生じていた。1998年5月以降、イン ドネシア共和国からの独立を求める勢力とインドネシア共和国との統合 の維持を求める勢力との間で対立が深刻化し、両勢力の武装組織の間で 武力紛争が発生した。その後、1999年4月に両勢力の武装組織等の 間で和平合意が成立し、同年5月にはインドネシア共和国、ポルトガル 共和国及び国際連合の間で、インドネシア共和国政府が提案した東ティ モールにおける特別な自治に関する枠組案に対する東ティモール人の民 意を、東ティモール人による直接投票で確認すること等を内容とする基 本合意等が成立した。同年8月30日に直接投票が実施され、その結果、 有効投票総数の78.5%の有権者によりインドネシア共和国政府の自 治提案が拒否され、インドネシア共和国からの独立を求める東ティモー ル人の意思が確認された。同年10月20日には、インドネシア共和国 の最高意思決定機関である国民協議会において、直接投票の結果を受け 入れること等を内容とする同協議会決定が採択された。

同年10月25日、国際連合安全保障理事会は決議第1272号を採択し、国際連合東ティモール暫定行政機構(以下「UNTAET」という。)を設立した。これにより、UNTAETは東ティモール統治に対する全般的責任を付与されるとともに、立法、行政及び司法に係る全ての権限を行使する権能を与えられた。UNTAETにより2001年8月30日には憲法制定議会議員選挙が、また2002年4月14日には

大統領選挙が実施され、同年5月20日、東ティモール民主共和国として独立した。

UNTAETは、東ティモールの独立によりその任務を終了したが、 国際連合安全保障理事会決議第1410号に基づき、引き続き東ティモールの安全の確保及び自立支援を目的とする国際連合東ティモール支援 団(以下「UNMISET」という。)が組織された。

UNMISETの展開後、東ティモール内の治安状況は改善し、国家制度の構築も進展を見たが、司法分野を中心として国家機能が十分には機能していないこと及び国境警備隊の能力が十分でないことを理由として、国家制度の構築支援、警察能力の向上支援並びに民主的統治及び人権の遵守に関する訓練支援等を目的として、2005年4月28日に国際連合安全保障理事会決議第1599号に基づき、国際連合東ティモール事務所(以下「UNOTIL」という。)が設立された。

UNOTILは、2006年5月で任務を終了する予定であったが、同年4月に、離脱兵士による抗議活動に便乗した暴力行為に対し国軍が投入されて以降、治安状況が極度に悪化し、東ティモール民主共和国政府からの要請により、治安の維持及び回復並びに大統領選挙及び国民議会選挙の実施等を目的として、同年8月25日に国際連合安全保障理事会決議第1704号に基づき、国際連合東ティモール統合ミッション(以下「UNMIT」という。)が設立された。

UNMITは、設立以来、活動期間が逐次延長され、2012年2月、 国際連合安全保障理事会において、UNMITの活動期間を同年12月 31日まで延長することが決定された。

我が国は、2007年1月から2008年2月までの間、UNMITに対し文民警察要員を派遣したところであるが、2010年5月、国際

連合から我が国に対し、UNMITの活動のうち軍事連絡分野への要員の派遣について要請があり、また、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成4年法律第79号。以下「国際平和協力法」という。)に規定する国際平和協力業務を実施するための各要件も満たされていた。具体的には、国際平和協力法第3条第1号に規定する武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意、受入国及び紛争当事者の国際連合平和維持活動への同意並びに当該活動の中立性という点に関しては、UNMITについてそれぞれが満たされており、また、国際平和協力法第6条第1項に規定する我が国の国際平和協力業務の実施についての紛争当事者及び受入国の同意も得られていた。

これらを踏まえ、我が国としても、世界の平和と安定のために一層の 責務を果たしていくに当たり、国際連合による国際平和のための努力に 対し人的な協力を積極的に果たしていくため、平成22年9月10日、 国際連合の要請に応えて「東ティモール国際平和協力業務の実施につい て」及び「東ティモール国際平和協力隊の設置等に関する政令(平成2 2年政令第201号)」の閣議決定を行い、東ティモール国際平和協力隊 を設置した。その後、UNMITの活動期間の延長を受け、当初平成2 3年4月30日までとなっていた東ティモール国際平和協力隊の派遣期間を平成25年2月28日まで延長した。

我が国は、以上の経緯をもって、UNMITの軍事連絡分野における 国際平和協力業務を実施した。さらに、連絡調整要員を併せて現地に派 遣し、我が国のUNMITに対する協力を円滑かつ効果的に行うための 連絡調整の分野における国際平和協力業務を実施した。

2 東ティモール国際平和協力業務の実施の状況に関する事項

(1) 軍事連絡業務の概要

UNMITは、首都ディリに司令部を置き、昨年9月30日時点で、各国から派遣された軍事連絡要員24名、文民警察要員1,135名、国際連合職員等により構成されていた。

我が国からは、国際平和協力本部による研修を経て、平成22年9月27日以降、第1次要員として関根和久3等陸佐以下2名、第2次要員として栗田千寿2等陸佐以下2名、第3次要員として島瀬貴生3等陸佐以下2名、第4次要員として舘野智成1等陸尉以下2名の総計8名の軍事連絡要員が、それぞれ約半年間の任期で現地に派遣された。第2次派遣においては、国際連合からの要望も踏まえ、我が国として初の女性自衛官の個人派遣を行った。

軍事連絡要員のうち1名は西部のボボナロにおいて、また、他の1 名は東部のバウカウにおいて、それぞれ担当地域内の国境監視所、村落等を訪問し、治安情勢等について聞き取りによる調査を実施し、U NMIT本部へ報告する業務を実施した。

また、軍事連絡要員は、現地の学校、孤児院等を訪問して日本文化を紹介するなど、ボランティア活動を通じた地元住民との交流も積極的に行った。

国際連合は、UNMITが昨年12月31日をもって終了する予定であったことから、昨年6月末日以降に任期を満了する軍事連絡要員については交代要員を求めないこととしていたため、我が国は、昨年9月21日に任期満了に伴い帰国した第4次要員の交代要員を派遣しないこととした。

(2) 連絡調整業務の概要

関係省庁(内閣府及び防衛省)から派遣された連絡調整要員は、我が国のUNMITに対する協力を円滑かつ効果的に行うため、国際平和協力本部による研修を経て、平成22年9月25日以降、逐次、業務に従事した。要員は、首都ディリに1名配置され、派遣先国政府当局その他の関係機関と軍事連絡要員との連絡調整業務を行い、軍事連絡要員の帰国に伴い、昨年9月22日に業務を終了し、同月23日に帰国した。

3 まとめ

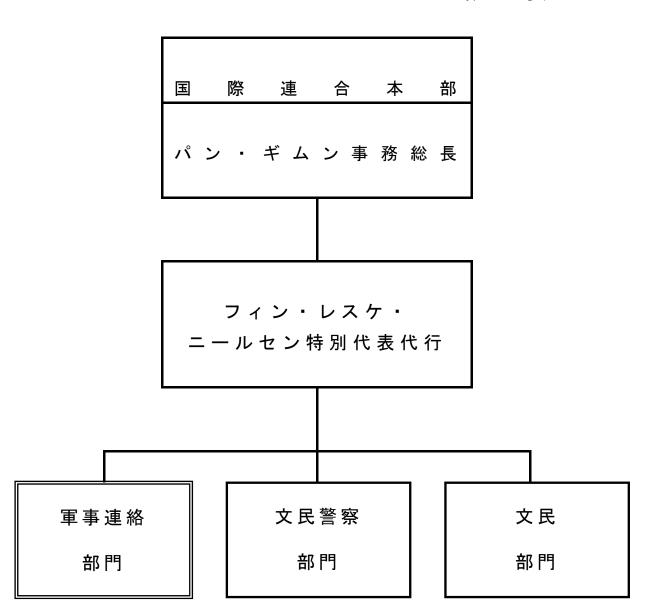
UNMITの任務は、安定の定着及び民主的ガバナンスの強化、治安・司法部門の改革の支援、東ティモール国家警察の訓練等の支援、大統領選挙及び国民議会選挙の支援等であった。昨年3月から7月にかけて実施された大統領選挙、同決選投票及び国民議会選挙は大きな混乱もなく平和裏に実施された。これらの選挙の結果、昨年5月20日に新大統領が就任し、同年8月8日には新たな政権が発足し、東ティモールは、紛争後の状態から徐々に開発・成長に向けて前進を見せ始めている。東ティモールのこのような状況や現地の治安情勢等を踏まえて、同年12月19日、国際連合安全保障理事会はこうした進展を歓迎する議長声明を発出し、UNMITは活動期限であった同月31日をもって成功裏にその活動を終えたところである。

我が国は、これまで東ティモールに係る累次の国際連合平和維持活動等に協力するために、文民警察要員、選挙監視要員、軍事部門司令部要員、自衛隊の部隊等を派遣してきたが、このような同国にとって重要な時期に、我が国としてUNMITの活動に対して協力をなし得たことの意義は大きい。

軍事連絡要員の任務は、大雨で崩壊した狭隘な道路の車両による通行、渡河等、困難と危険を伴う厳しいものであったが、任務に主体的に取り組み、積極的に地域住民と交流する我が国要員の活動ぶりは、国際連合、東ティモール政府等の関係者から高い評価を受けたところである。

政府としては、今回の貴重な経験を今後の業務に活かすことが肝要と 考えており、今後とも、国民の理解と支持を得つつ、国際平和協力法に 基づく協力を進めていくこととしたい。

U N M I T の 概 要



(注1) 二重線は我が国要員が配置された部門

(注2) 文民部門は、政務、行政、選挙支援等の業務を行う

(2012年9月30日現在)

